

議案第12号

教育長に委任する事務等に関する規則中改正について
教育長に委任する事務等に関する規則の一部を次のように改正する。

平成31年 3 月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育長に委任する事務等に関する規則の一部を改正する規則
教育長に委任する事務等に関する規則（平成15年横須賀市教育委員会規則第
4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

法改正に伴う所要の条文整理のため

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)²⁵第26条第1項の規定に基づき、教育行政の能率的な運営を図るため、教育委員会の権限に属する事務の委任及び教育長の専決事項に関し必要な事項を定めることを目的とする。